

第1章 目的及び使命

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、個性豊かで独創性に富む有為な人間を育成し、もって文化の向上と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第2章 組織

第2条 本学に文学部、経営情報学部、デジタル創生学部、生活科学部及び看護学部を置く。

2 文学部、経営情報学部、デジタル創生学部、生活科学部及び看護学部には、それぞれ次の学科を置く。

文学部 日本文学科・書道文化学科・国際文化学科

経営情報学部 経営情報学科

デジタル創生学部 デジタル創生学科

生活科学部 人間生活科学科・健康栄養学科・児童学科

看護学部 看護学科

3 文学部は、「ことば」に対する感性を磨き、「ことば」に関する諸能力の錬磨を通して、社会のさまざまな分野において活躍・貢献できる人材を養成することを目的とする。

(1) 日本文学科は、日本語、日本文学及び日本文化について、その歴史と現状を探求・理解し、そのよりよい担い手となる能力を身に付けるとともに、日本文化全般やその歴史にも視野を広げ、活躍できる人材を育成する。

(2) 書道文化学科は、書写・書道の技法及び表現能力を錬磨し、あわせて書の歴史とその文化について書学の研鑽を深め、多方面にわたって活躍できる人材を育成する。

(3) 国際文化学科は、多文化共生の時代に要請される広い視野と豊かな知識を有し、情報を正しく捉え、自己を表現し他と協調するために必要な英語力を備え、その知識や能力を社会で活かすことのできる人材を育成する。

4 経営情報学部は、企業経営、公共経営、流通、スポーツビジネスに関する専門知識と情報技術の分野を融合した教育を通じて、総合的な判断力と実践力を身に付けた人材を育成し、社会や企業の創造的発展に貢献することを目的とする。

5 デジタル創生学部は、情報科学と経済・経営的思考を併せ持ち、デジタル技術やICTを活用して地域や社会の課題解決や新たな価値の創造による活性化に貢献できる実践的デジタル人材を育成することを目的とする。

6 生活科学部は、人間性豊かな生活を実現するために、生活科学、保健、食生活及び教育に関する専門知識を有する人材を育成することを目的とする。

(1) 人間生活科学科は、生活科学領域の専門知識と技術を修得し、人や社会を取り巻く諸課題を総合的にとらえ、健康で文化的な質の高い環境作りを行うことのできる実践力を備えた人材を育成する。

(2) 健康栄養学科は、食を通じて人々の健康を保持・増進するための高度な専門知識と技能を持つ人材を育成する。

(3) 児童学科は、子どもに関する専門的な知識と技術を総合的に学び、豊かな人間性と実践的指導力を備えた人材を育成する。

7 看護学部は、看護の基礎的知識・技術を修得し、常に変化向上する保健医療福祉に対応しようとする自己啓発力を高めることにより、地域社会の人々の健康促進に貢献できる看護専門職者を育成することを目的とする。

第2条の2 削除

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

第3条の2 本学に四国大学学際融合研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所については、別に定める。

第3条の3 本学に学内共同教育研究施設として次の施設を置く。

全学共通教育センター

教職教育センター

地域教育・連携センター

情報教育センター

書道研究センター

生涯学習センター

学修支援センター

2 前項の学内共同教育研究施設については、別に定める。

第3条の4 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターについては、別に定める。

第4条 本学に附属認定こども園を置く。

2 附属認定こども園については、別に定める。

第5条 本学に事務局を置く。

2 事務局に総務・企画部、入試広報部、教育・学生支援部及び就職キャリア支援部を置く。

3 事務局については、別に定める。

第6条 本学の職員は、次のとおりとする。

学長

教授

准教授

講師

助教

助手

事務職員

寮務職員

技術職員

2 前項に掲げるもののほか、必要に応じて副学長及び学長特別補佐を置くことができる。

3 職員の職務については、別に定める。

第3章 教授会及び委員会

第7条 各学部に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

第8条 削除

第9条 本学に教育研究及び管理運営に関する事項を審議する組織として、必要な委員会を置く。

2 委員会については、別に定める。

第4章 修業年限、在学期間及び収容定員

第10条 各学部の修業年限は、4年とする。

第11条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

第12条 各学部・学科の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	日本文学科	45人	2人	184人
	書道文化学科	30人	2人	124人
	国際文化学科	40人	2人	164人
経営情報学部	経営情報学科	115人	5人	470人
デジタル創生学部	デジタル創生学科	100人	0人	400人
生活科学部	人間生活科学科	50人	2人	204人
	健康栄養学科	70人	4人	288人

	児童学科	70人	2人	284人
看護学部	看護学科	100人	4人	408人
	計	620人	23人	2,526人

第5章 学年、学期及び休業日

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第14条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前学期 4月1日から9月23日まで
- (2) 後学期 9月24日から翌年3月31日まで

第15条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日 11月4日
- (4) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
- (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月9日まで
- (6) 学年末休業 3月17日から3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、休業日でも授業等をさせることができる。

第6章 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学、除籍及び復籍等

第16条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、第22条の3第2項の規定により再入学を許可された者については、学期の初めとすることができる。

第17条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第18条 本学に入学を志願する者は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。ただし、特別の事情があって検定料の免除を申請した者については、学長は、別に定めるところにより、検定料を免除することができる。

第19条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て学長が合格者を決定する。

第20条 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続きをしなければならない。ただし、特別の事情があって入学料の免除を申請した者については、学長は、別に定めるところにより、入学料を免除し、又は徴収を猶予することができる。

第21条 学長は、前条に定める手続きを経た者に対し、入学を許可する。

第22条 本学の第3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

- (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - (5) 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- ただし、第17条各号に規定する入学資格を有する者に限る。

2 編入学の場合は、第18条から前条までの規定を準用する。

3 編入学した者の修業年限は2年とする。

4 本条に定めるもののほか編入学に関し、必要な事項は別に定める。

第22条の2 前条第1項各号の規定にかかわらず、看護学部看護学科の第3年次に編入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 大学の看護系学科に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(2) 短期大学の看護系学科を卒業した者

(3) 看護系の専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

(4) 看護系の高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第22条の3 本学に転入学を志願する者は、欠員がある場合に限り学長が転入学を許可することがある。

2 転入学の場合は、第18条から第21条までの規定を準用する。

3 本学を正当な理由で退学した者が、退学後2年以内に同一学部学科に再入学を願い出たときは、学長は、再入学を許可することがある。

4 本条に定めるもののほか転入学又は再入学に関し、必要な事項は別に定める。

第23条 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部転学を願い出たときは、学長は、転学しようとする学部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、別に定める。

第24条 学生が所属の学部内で転学科を願い出たときは、学長は、当該学部教授会の議を経て許可することがある。

2 本条に定めるもののほか、転学科については、別に定める。

第25条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

2 疾病のため就学することが適当でないとする学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。

第26条 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

2 休学期間は、通じて4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第27条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 第25条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、学医の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

第28条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

第29条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

第30条 本学が教育上有益と認めるときに限り、外国の大学との協議に基づき、学生は学長の許可を得て、当該大学に留学することができる。

2 前項の場合において留学期間は本学における在学期間とみなす。

第31条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会及び評議会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 授業料等の納入を怠り、催告してもなお納入しない者
 - (2) 第11条に定める在学期間を超えた者
 - (3) 第26条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (4) 疾病その他の理由により成業の見込がないと認められる者
 - (5) 休学期間満了までに復学、休学延長又は退学のいずれの願い出もしない者
 - (6) 在学中に死亡した者
- 2 前項第1号、第3号、第4号及び第5号の規定により除籍となった者が、除籍した日の翌日から起算して原則2年以内に当該除籍の事由が解消し、復籍を願い出たときは、学長は、復籍を許可することがある。
- 3 本条に定めるもののほか、除籍及び復籍については別に定める。

第7章 教育課程及び履修方法

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第32条の2 本学において開設する授業科目はその内容により、次の各号のとおり区分する。

- (1) 全学共通科目
 - (2) 専門科目
 - (3) 自由科目
- 2 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。
- 3 自由科目は、他分野専門科目（学生の所属学部、学科の専門科目と異なった分野の専門科目をいう。以下同じ。）、免許資格科目、地域教育関連科目、外国人留学生科目、ダブルディグリープログラム科目及び他大学等との協定に基づく単位互換制度で修得した科目とする。
- 4 専門科目は、専門基礎科目と学科専門科目に分けることができる。

第33条 各学部学生は、在学中に全学共通科目及び専門科目を履修し、それぞれ所定の単位を修得しなければならない。

- 2 履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

第34条 教育課程の修了は、所定の科目の修了によるものとし、科目の修了者には、所定の単位を与える。

- 2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、概ね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算する。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業、全学共通科目「就業実践実習」及び地域教育関連科目については、相応の時間の授業又は活動をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 4 科目修了の認定は、各授業科目の成績及び履修時数を考査して行い、その評価は100点を満点として表わし、60点以上を合格とする。

第34条の2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

第35条 本学の授業科目及び単位数は、別表第Ⅰ、別表第Ⅱ(1)～(9)、別表第Ⅲ(1)～(7)のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか地域教育、外国人留学生及びダブルディグリープログラムのための授業科目及び単位数は、それぞれ別表第Ⅳ、別表第Ⅴ及び別表第Ⅵのとおりとする。

第35条の2 学生は、本学が教育上有益と認めた場合には、別に定める他の大学又は短期大学において、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第30条の規定による留学の場合に準用する。
 第35条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う文部科学大臣の定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項及び第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第35条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、第35条の2第2項及び第3項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前2条及び本条に定めるもののほか、本学において修得した単位以外の単位の認定に関しては、第36条から第39条の5の規定を準用する。

第35条の5 本学において、第10条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり計画的に授業科目を履修することを目的として本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生については、別に定める。

第35条の6 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第8章 資格の取得

第36条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の各学部・学科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
文学部	日本文学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	国語 国語 書道
	書道文化学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	国語 国語 書道
	国際文化学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状 小学校教諭2種免許状	英語 英語
経営情報学部	経営情報学科	高等学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	商業 情報
デジタル創生学	デジタル創生学科	高等学校教諭1種免許状	情報
生活科学部	健康栄養学科	栄養教諭1種免許状	
	児童学科	小学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状	
看護学部	看護学科	高等学校教諭1種免許状 養護教諭1種免許状	看護

第37条 本学の生活科学部健康栄養学科において、管理栄養士・栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅱ（7））を修得しなければならない。

第37条の2 本学の生活科学部児童学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法・同法施行令及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅱ（8））を修得しなければならない。

第38条 本学の文学部日本文学科及び書道文化学科において、図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅲ（2））を修得しなければならない。

第39条 本学の文学部日本文学科、書道文化学科、国際文化学科及び生活科学部児童学科において、学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅲ（3））を修得しなければならない。

第39条の2 本学の文学部日本文学科及び書道文化学科において、博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位（別表第Ⅲ（5））を修得しなければならない。

第39条の3 本学のデジタル創生学部デジタル創生学科において、上級情報処理士資格、上級ビジネス実務士資格、プレゼンテーション実務士資格、ウェブデザイン実務士資格及び上級データサイエンス・AI実務パスポート資格を取得しようとする者は、それぞれ全国大学実務教育協会規程に基づく所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 前項の規定に基づく科目の履修については、別に定める。

第39条の4 本学の生活科学部人間生活科学科において、認定心理士資格を取得しようとする者は、社団法人日本心理学会指定の科目及び単位を修得しなければならない。

第9章 卒業

第40条 本学を卒業するためには、次の各号に定める単位を含め124単位以上を修得しなければならない。ただし、看護学部看護学科においては、125単位以上を修得しなければならない。

(1) 全学共通科目については、30単位以上

(2) 専門科目については、76単位以上（ただし、デジタル創生学部デジタル創生学科においては94単位以上、生活科学部人間生活科学科においては64単位以上、看護学部看護学科においては95単位以上）

2 他分野専門科目、地域教育関連科目、外国人留学生科目及びダブルディグリープログラム科目（以下「他分野専門科目等」という。）として修得した単位は、18単位（ただし、生活科学部人間生活科学科においては30単位）を限度として卒業に必要な単位とすることができる。

3 所定の免許資格を取得できる学部・学科に所属する者が、当該免許資格科目について修得した単位は、18単位を限度として卒業に必要な単位とすることができる。この場合において、前項の他分野専門科目等と合わせて18単位（ただし、生活科学部人間生活科学科においては30単位）を超えないものとする。

4 外国人留学生科目として修得した単位は、4単位を限度として第1項第1号の単位数に含めることができる。この場合において、当該単位は、第2項に定める単位数には含めないものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、デジタル創生学部デジタル創生学科及び看護学部看護学科には適用しないものとする。

6 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第32条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

7 本条に定めるもののほかデジタル創生学部デジタル創生学科の卒業要件について必要な事項は、別に定める。

第40条の2 本学の学生で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、前条第1項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第10条の規定にかかわらず、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、別に定める。

第40条の3 卒業の認定については、学長は当該学部教授会の議を経てこれを行い、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

第41条 卒業の認定は毎学年の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

第42条 本学を卒業した者には、その学部・学科に従つて次の学位を授与する。

学部	学科	学位の種類
文学部	日本文学科	学士（日本文学）
	書道文化学科	学士（書道文化学）
	国際文化学科	学士（国際文化学）
経営情報学部	経営情報学科	学士（経営情報学）
デジタル創生学部	デジタル創生学科	学士（デジタル創生学）
生活科学部	人間生活科学科	学士（人間生活科学）
	健康栄養学科	学士（保健栄養学）
	児童学科	学士（児童学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第42条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するダブルディグリープログラムを行うことができる。

2 ダブルディグリープログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第42条の3 削除

第42条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学部学科の領域を超えて、多角的な視野と実践力を備えた人材を育成することを目的とした副専攻プログラムを行うことができる。

2 副専攻プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 検定料、入学科、授業料その他の費用

第43条 本学の検定料、入学科、授業料及びその他の費用は、次表のとおりとする。

費目	金額
検定料	30,000円 (ただし、大学入学共通テスト利用入試の場合は、15,000円)
入学科	280,000円 (ただし、編入学生は、140,000円)
授業料	(年額) 700,000円 (ただし、デジタル創生学部デジタル創生学科は、760,000円、看護学部看護学科は、940,000円)
実験実習・図書費	(年額) 108,000円
施設費	(年額) 220,000円

2 検定料について、インターネット出願を利用した場合及び併願する場合等については、別に定める。

3 学部・学科の特殊事情により、教育に必要な特別費を徴収することがある。

4 在学中の授業料及びその他の費用については、スライド制を適用し、毎年度の額を定める。

5 長期履修学生に係る授業料及びその他の費用については、この表の規定にかかわらず、別に定める。

第44条 検定料及び入学科の納入時期及び納入方法等必要な事項は、別に定める。

第45条 授業料その他の費用は、年額の2分の1ずつを前期分・後期分の2期に分けて納入しなければならない。

2 納入方法等については、別に定める。

第46条 既納の検定料、入学科、授業料その他の費用は返還しない。

第47条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、別に定める学業成績の条件を満たす者に対しては、学長は、授業料その他の費用を免除することができる。

2 休学を許可され又は命ぜられた者に対しては、月割計算により休学期間における月数分の授

業料その他の費用の全額を免除することができる。

3 死亡等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料その他の費用を免除することができる。

4 前3項に規定するもののほか、学長が特に必要と認める場合は、授業料その他の費用を免除することができる。

第48条 経済的理由等やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料その他の費用の徴収の猶予を許可することができる。

第49条 前2条の規定によるもののほか、授業料その他の費用の免除又は徴収の猶予の実施に関する必要な事項は、四国大学検定料、入学料及び授業料等の免除並びに授業料等の徴収猶予に関する規則の定めるところによる。

第50条 停学を命ぜられた期間中の授業料その他の経費は、これを徴収する。

第11章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

第51条 本学において、特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、当該学部において選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生については、別に定める。

第52条 本学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を選んで履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第34条の規定を準用する。

3 本条に定めるもののほか、科目等履修生に関し、必要な事項は、別に定める。

第52条の2 本学において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は短期大学の学生があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講生として許可することができる。

2 特別聴講生については、別に定める。

第53条 外国人で、本学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、別に定める。

第12章 履修証明プログラム及び公開講座

第53条の2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第105条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを設けることができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第54条 本学において、必要があると認められるときは、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の開設科目、受講料等については、その都度定める。

第13章 賞罰

第55条 本学学生のうち特に学業人物ともに優秀と認められる者に対しては、当該学部教授会を経て表彰することができる。

第56条 本学の学生にして、次の各号の一に該当する者に対しては、学長は、当該学部教授会の議を経て懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなく出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

3 前項に規定する停学の期間は、第11条に規定する在学期間を含め、第10条又は第22条第3項に規定する修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が1か月未満の場合には、修業年限に含めることができる。

4 前3項に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 学生寮

第57条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本学則の改正は昭和53年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和54年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和55年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和56年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和57年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、第43条別表第Ⅶの改正にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

本改正学則は昭和57年4月1日から施行し、第30条第2項については昭和57年1月27日から、第35条の2第1項、第35条の3及び第52条の2第1項については昭和57年4月1日から適用する。

附 則

本学則の改正は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は昭和59年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は昭和62年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は昭和63年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

3 本学則の施行前に旧学則別表第Ⅵに規定する科目の単位を修得した者の既修科目については、昭和62年2月10日文部省令第2号「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」の附則第4号及び第5号の規程により、単位の読み替えを行うことができる。

附 則

本学則の改正は平成元年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、本学則施行の際、現に在学する学生については第43条別表Ⅶ中、実験実習図書費と施設費の額は、入学年度ごとに規定されたそれぞれの額にその額の3/100を加えた額とする。

附 則

本学則の改正は平成2年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は平成3年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は文部大臣の認可した日（平成3年3月20日）から施行する。

附 則

本学則の改正は平成3年10月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は平成4年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第42条の改正は平成4年3月1日から施行する。
- 3 第12条中経営情報学部の総定員は、平成4年度は100人、平成5年度は200人、平成6年度は300人と読みかえるものとする。
- 4 本学則施行の際、現に在学する学生に対する第43条の規定による別表第Ⅶの適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

本学則の改正は平成5年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成6年4月1日から施行する。

ただし第5条の事務局設置に係る学則の改正については平成5年10月1日から適用する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅰ及び第43条別表第Ⅶの適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

本学則の改正は、平成7年4月1日から施行する。

- 2 第12条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成7年度は次のとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員
文学部	国語国文学科	247人
	英語英米文学科	126人
生活科学部	生活科学科	83人
	管理栄養士養成課程	205人
	児童学科	207人
計		1,268人

- 3 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅰ（5）、（6）及び（9）の適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 第12条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までは次のとおりとする。

【平成9年度】

学部	学科・課程	収容定員
文学部	国語国文学科	284人
	英語英米文学科	147人
経営情報学部	経営情報学科	465人
生活科学部	生活科学科	106人
	管理栄養士養成課程	210人
	児童学科	239人

計	1,451人
---	--------

【平成10年度】

学部	学科・課程	収容定員
文学部	国語国文学科	314人
	英語英米文学科	162人
経営情報学部	経営情報学科	530人
生活科学部	生活科学科	126人
	管理栄養士養成課程	210人
	児童学科	264人
計		1,606人

【平成11年度】

学部	学科・課程	収容定員
文学部	国語国文学科	344人
	英語英米文学科	177人
経営情報学部	経営情報学科	580人
生活科学部	生活科学科	146人
	管理栄養士養成課程	210人
	児童学科	289人
計		1,746人

4 第43条別表第IVに規定する検定料については、平成9年度入学志願者から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成10年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第II、第III及び第43条別表第IVの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成11年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第39条別表第III(3)及び第43条別表第IVの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成12年4月1日から施行する。

2 第43条別表第IVの授業料及びその他の費用の額（備考1の特別費を含む。）については、平成11年度以降に入学した者から適用し、平成10年度以前に入学した者については、改正後の第43条別表第IVにかかわらず、当該者の入学年度ごとに規定された授業料及びその他の費用の額による。

3 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第I、II、IIIの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成13年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第I、第II、第III及び第36条並びに第42条の適用については、なお従前の例による。

3 文学部国語国文学科・英語英米文学科及び経営情報学部経営情報学科は、第2条第2項及び第12条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 第12条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までは次のとおりとする。

【平成13年度】

学部	学科	収容定員
----	----	------

文学部	日本文学科（国語国文学科）	344人
	書道文化学科	40人
	英語文化学科（英語英米文学科）	192人
経営情報学部	経営学科（経営情報学科）	580人
	情報学科	90人
生活科学部	生活科学科	166人
	養護保健学科	40人
	管理栄養士養成課程	230人
	児童学科	309人
計		1,991人

【平成14年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科（国語国文学科）	314人
	書道文化学科	80人
	英語文化学科（英語英米文学科）	192人
経営情報学部	経営学科（経営情報学科）	530人
	情報学科	180人
生活科学部	生活科学科	166人
	養護保健学科	80人
	管理栄養士養成課程	250人
	児童学科	304人
計		2,096人

【平成15年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科（国語国文学科）	284人
	書道文化学科	122人
	英語文化学科（英語英米文学科）	192人
経営情報学部	経営学科（経営情報学科）	480人
	情報学科	277人
生活科学部	生活科学科	166人
	養護保健学科	122人
	管理栄養士養成課程	270人
	児童学科	299人
計		2,212人

5 第43条別表第Ⅳの授業料及びその他の費用の額（備考1の特別費を含む。）については、平成11年度以降に入学した者から適用し、平成10年度以前に入学した者については、改正後の第43条別表第Ⅳにかかわらず、当該者の入学年度に規定された授業料及びその他の費用の額による。

6 別表第Ⅳの大学入試センター試験利用入試の場合の検定料の額については、平成13年度入学志願者から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成14年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成15年11月27日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成16年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成16年5月27日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成17年4月1日から施行する。

2 第12条中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までは次のとおりとする。

【平成17年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	234人
	書道文化学科	164人
	英語文化学科	183人
経営情報学部	経営情報学科（経営学科）	406人
	情報学科	373人
生活科学部	生活科学科	155人
	養護保健学科	189人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	324人
計		2,318人

【平成18年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	214人
	書道文化学科	164人
	英語文化学科	174人
経営情報学部	経営情報学科（経営学科）	382人
	情報学科	372人
生活科学部	生活科学科	144人
	養護保健学科	214人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	354人
計		2,308人

【平成19年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	199人
	書道文化学科	164人
	英語文化学科	169人
経営情報学部	経営情報学科（経営学科）	367人
	情報学科	372人
生活科学部	生活科学科	134人
	養護保健学科	239人
	管理栄養士養成課程	290人

児童学科	384人
計	2,318人

3 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ、第Ⅲ及び第36条第2項、第39条の6、第39条の7、第39条の8並びに第42条の適用については、なお従前の例による。

4 経営情報学部経営学科は、第2条第2項及び第12条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則の改正は、平成17年5月26日から施行する。ただし、第35条別表第Ⅱ(8)及び第37条別表第Ⅱ(8)の改正規定は、平成17年4月1日から施行し、本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第17条第5号から第8号の改正規定は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ、第Ⅲ及び第36条第2項、第39条の6、第39条の7、第39条の8並びに第42条の適用については、なお従前の例による。

3 経営情報学部情報学科は、第2条第2項及び第12条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

3 四国大学生生活科学専攻科規則（平成15年制定）は、廃止する。

4 四国大学生生活科学専攻科教授会細則（平成15年制定）は、廃止する。

附 則

本学則の改正は、平成21年4月1日から施行する。

2 第12条の表中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは次のとおりとする。

【平成21年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	164人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	352人
	情報ビジネス学科	372人
生活科学部	生活科学学科	124人
	養護保健学科	199人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	414人
看護学部	看護学科	80人
計		2,343人

【平成22年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	164人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	352人

	情報ビジネス学科	372人
生活科学部	生活科学科	124人
	養護保健学科	134人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	414人
看護学部	看護学科	160人
計		2,358人

【平成23年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	164人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	352人
	情報ビジネス学科	372人
生活科学部	生活科学科	124人
	養護保健学科	67人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	414人
看護学部	看護学科	245人
計		2,376人

3 生活科学部養護保健学科は、改正後の第2条第2項及び第12条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、第35条及び同条関係別表第Ⅰ、別表第Ⅱ(7)及び別表第Ⅲ(7)、並びに第36条第2項、第39条の5及び第42条第1項の改正後の規定は、本学則施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

4 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第2条第5項第1号、第35条別表第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ、及び第36条第2項、第37条、第37条の2、第38条、第39条、第39条の2、第39条の8並びに第42条の適用については、なお従前の例による。

5 文学部英語文化学科及び生活科学部生活科学科は、第2条第2項、第3項第3号、第5項第1号及び第12条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則の改正は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成22年4月1日から施行する。

2 経営情報学部情報ビジネス学科は、本則の改正にかかわらず、平成22年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ(3)、(4)、(5)、(6)、(8)及び同条別表第Ⅲ(1)、(1)―2、(7)、(8)の適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成23年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、第43条別表第Ⅳの入学料については、平成24年度入学生から適用する。

附 則

本学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則

1 本学則の改正は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の4及び第5条第2項の改正規定については、平成23年10月1日から適用する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第38条及び第39条の2から第39条の7までの改正規定並びに第35条別表第Ⅲの適用については、なお従前の例による。

附 則

本学則の改正は、平成24年10月29日から施行する。

附 則

本学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日改正）

1 本学則の改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 四国大学学部代表教授会規則（平成5年9月22日制定）は、廃止する。

附 則（平成25年11月29日改正）

1 本学則の改正は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第35条別表及び第40条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月27日改正）

1 本学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月28日改正）

1 本学則の改正は、平成26年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月26日改正）

本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の3の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日改正）

本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日改正）

本学則の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日改正）

1 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ（4）及び（5）の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月29日改正）

1 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ（4）及び別表第Ⅲ（1）の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月28日改正）

1 本学則の改正は、平成28年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月30日改正）

1 本学則の改正は、平成29年4月1日から施行する。

2 第12条の表中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までは次のとおりとする。

【平成29年度】

学部	学科	収容定員
	日本文学科	184人

文学部	書道文化学科	164人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	342人
	メディア情報学科	342人
生活科学部	生活科学科	124人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	434人
看護学部	看護学科	350人
計		2,394人

【平成30年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	164人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	332人
	メディア情報学科	312人
生活科学部	生活科学科	124人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	454人
看護学部	看護学科	370人
計		2,394人

【平成31年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	164人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	322人
	メディア情報学科	282人
生活科学部	生活科学科	124人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	474人
看護学部	看護学科	390人
計		2,394人

附 則（平成28年 9 月30日改正）

本学則の改正は、平成28年 9 月30日から施行する。

附 則（平成28年11月25日改正）

- 1 本学則の改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ（3）及び（6）の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 2 月27日改正）

- 1 本学則の改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ（3）の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 5 月29日改正）

本学則の改正は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年10月30日改正）

- 1 本学則の改正は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月27日改正）

1 本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ（3）、（6）及び（8）の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月28日改正）

本学則の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日改正）

1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

2 第12条の表中収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度までは次のとおりとする。

【平成31年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	154人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	322人
	メディア情報学科	272人
生活科学部	人間生活科学科（生活科学科）	144人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	474人
看護学部	看護学科	390人
計		2,394人

【平成32年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	144人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	312人
	メディア情報学科	232人
生活科学部	人間生活科学科（生活科学科）	164人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	494人
看護学部	看護学科	410人
計		2,394人

【平成33年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	134人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	312人
	メディア情報学科	222人
生活科学部	人間生活科学科（生活科学科）	184人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	494人
看護学部	看護学科	410人
計		2,394人

- 3 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。
- 4 生活科学部生活科学科は、本学則の改正規定にかかわらず、平成31年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成30年9月28日改正）

- 1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ、別表第Ⅲ及び別表第Ⅴの適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月30日改正）

- 1 本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ（2）の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月22日改正）

本学則の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日改正）

- 1 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅰ中「インターンシップ」及び「AⅠで変わる社会」を除く科目並びに別表第Ⅱの適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月29日改正）

本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日改正）

- 1 本学則の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅴの適用については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日改正）

- 1 本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第12条の表中収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和3年度から令和5年度までは次のとおりとする。

【令和3年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	134人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	327人
	メディア情報学科	227人
生活科学部	人間生活科学科	184人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	474人
看護学部	看護学科	410人
計		2,394人

【令和4年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	342人
	メディア情報学科	222人
	人間生活科学科	204人

生活科学部	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	454人
看護学部	看護学科	410人
計		2,394人

【令和5年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	357人
	メディア情報学科	227人
生活科学部	人間生活科学科	204人
	管理栄養士養成課程	290人
	児童学科	434人
看護学部	看護学科	410人
計		2,394人

3 第43条別表第Ⅷの検定料の改正規定は、令和3年度入学志願者から適用する。

4 本学則の施行の際、現に在学する看護学部看護学科の学生については、第43条別表第Ⅷの授業料は、880,000円とする。

附 則（令和2年5月27日改正）

本学則の改正は、令和2年5月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月30日改正）

本学則の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日改正）

1 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の3、第31条、第35条、第39条の3から第39条の5及び第47条から第49条までの改正規定は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第39条の5の改正規定及び第35条別表第Ⅲ(5)の適用については、なお従前の例による。

3 生活科学部管理栄養士養成課程は、本学則の改正規定にかかわらず、令和4年3月31日に在学する者が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和3年5月27日改正）

本学則の改正は、令和3年5月27日から施行する。ただし、第35条別表第Ⅱの改正規定は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。

附 則（令和3年11月26日改正）

1 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱの適用については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月25日改正）

1 本学則の改正は、令和4年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅱ及び別表第Ⅲの適用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第35条別表第Ⅲ(1)については、看護学部看護学科を除き、令和3年度入学生から適用し、別表第Ⅲ(2)及び(4)については、令和2年度入学生から適用する。

附 則（令和4年9月27日改正）

1 本学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和4年11月28日改正）

- 1 本学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月24日改正）

- 1 本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第12条の表中収容定員は、同表の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までは次のとおりとする。

【令和6年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	396人
	メディア情報学科	240人
生活科学部	人間生活科学科	204人
	健康栄養学科	289人
	児童学科	379人
看護学部	看護学科	409人
計		2,389人

【令和7年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	420人
	メディア情報学科	248人
生活科学部	人間生活科学科	204人
	健康栄養学科	288人
	児童学科	344人
看護学部	看護学科	408人
計		2,384人

【令和8年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	445人
	メディア情報学科	258人
生活科学部	人間生活科学科	204人
	健康栄養学科	288人
	児童学科	314人
看護学部	看護学科	408人
計		2,389人

附 則（令和5年11月27日改正）

本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日）

- 1 本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生に対する第35条別表第Ⅲの適用については、なお従前の例による。

3 第1項の規定にかかわらず、第43条別表第Ⅸの授業料及び施設費の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月27日）

1 本学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月28日）

1 本学則の改正は、令和8年4月1日から施行する。

2 第12条の表中収容定員は、同表及び四国大学学則の一部改正（令和5年3月24日改正）の附則第2項の規定にかかわらず、令和8年度から令和10年度までは次のとおりとする。

【令和8年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	445人
	メディア情報学科	193人
デジタル創生学部	デジタル創生学科	100人
生活科学部	人間生活科学科	204人
	健康栄養学科	288人
	児童学科	314人
看護学部	看護学科	408人
計		2,424人

【令和9年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	470人
	メディア情報学科	138人
デジタル創生学部	デジタル創生学科	200人
生活科学部	人間生活科学科	204人
	健康栄養学科	288人
	児童学科	284人
看護学部	看護学科	408人
計		2,464人

【令和10年度】

学部	学科	収容定員
文学部	日本文学科	184人
	書道文化学科	124人
	国際文化学科	164人
経営情報学部	経営情報学科	470人
	メディア情報学科	69人
デジタル創生学部	デジタル創生学科	300人
生活科学部	人間生活科学科	204人

	健康栄養学科	288人
	児童学科	284人
看護学部	看護学科	408人
	計	2,495人

3 経営情報学部メディア情報学科は、改正後の第2条第2項、第4項及び第12条の規定にかかわらず、令和8年3月31日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、第35条別表第I、別表第II(5)、別表第III(1)、第36条第2項、第39条の3第1項及び第42条第1項の改正後の規定は、本学則施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日）

本学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第42条の4については、令和7年度入学生から適用する。

附 則（令和7年10月24日）

- 1 本学則の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和8年1月30日）

- 1 本学則の改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 本学則の施行の際、現に在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月24日）

本学則の改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表第I 全学共通科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
初年次・基礎教育科目	初年次ゼミ	2		
	数学基礎		2	
	物理学基礎		2	
	化学基礎		2	
	生物学基礎		2	
	国語基礎		2	
	英語基礎		2	
A I ・データサイエンス科目	情報基礎		2	
	情報リテラシー		* 2	
	確率と統計		★ 2	
	A I ・データサイエンス入門	2		
	A I ・データサイエンス数理基礎		2	
	A I ・データサイエンス実践基礎		2	
キャリアを学ぶ科目	キャリア開発		2	
	就業実践実習		2	
	キャリア形成入門	2		
	キャリア形成実践		2	
	ダイバーシティ・キャリアデザイン		2	
	徳島の魅力、徳島で働く		2	
自分を知り自分を磨く科目	心理学入門		* 2	
	芸術入門（文芸）		1	
	芸術入門（書道）		1	

	芸術入門（音楽）		1	
	芸術入門（美術）		1	
	芸術入門（ダンス・身体表現）		1	
	ウェルネスと栄養		2	
	健康スポーツ		2	
	スポーツ科学		2	
地域・社会を知り働きかける科目	地域未来探究	2		
	徳島を知る		2	
	災害と防災		2	
	防災演習		2	
	S D G s 探究		2	
	生命と倫理		2	
	日本国憲法		2	
	世界の中の日本経済		2	
世界を知り国際的視野を広げる科目	英語 I	2		
	英語 II		2	
	英語コミュニケーション		2	
	キャリア英語（英検）		2	
	キャリア英語（TOE I C）		2	
	中国語 I		2	
	中国語 II		2	
	中国語 III		2	
	中国語 IV		2	
	韓国語 I		2	
	韓国語 II		2	
	フランス文化と言語		2	
	ドイツ文化と言語		2	
	多文化共生入門		2	
	グローバル地域文化（日本）		2	
	グローバル地域文化（アジア）		2	
	グローバル地域文化（ヨーロッパ・アメリカ）		2	
	言語と文化		2	
	計	10	93	

備考 1 看護学部看護学科は、上記*印を必修とする。

2 デジタル創生学部デジタル創生学科は、上記★印を必修とする。

なお、デジタル創生学部デジタル創生学科は、数学基礎、物理学基礎、化学基礎、生物学基礎、国語基礎及び英語基礎については、卒業要件に算入しないものとする。

別表第Ⅱ 専門科目

(1) 文学部日本文学科専門科目

	授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
学科基礎科目	ことば・文化・人間	2		
	日本文学概説		2	
	日本文化史概説		2	
	文章表現法 I	2		
	文章表現法 II（評論を含む）	2		

	基礎日本語学Ⅰ（国語表現法を含む）	2		
	基礎日本語学Ⅱ（音声言語を含む）	2		
	古典文学史	2		
	近現代文学史	2		
	基礎講読古典文学	2		
	基礎講読近現代文学	2		
	基礎日本史	2		
	古文・漢文講読		2	
日本語学	日本語文法論		2	
	日本語史		2	
	日本語音声学・音韻論		2	
	日本語の表記と語彙		2	
日本文学・漢文学	古典文学演習Ⅰ		2	
	古典文学演習Ⅱ		2	
	近代文学演習		2	
	近代文学講読（児童文学を含む）		2	
	中国文学講読		2	
	中国文学研究		2	
	中国文学演習		2	
文章表現・文芸創作	文章表現実践		2	
	批評文・論説文基礎		2	
	文芸創作Ⅰ（小説）		2	
	文芸創作Ⅱ（絵本・児童文学）		2	
	文芸創作Ⅲ（詩歌）		2	
	本をつくる（企画・執筆・制作）		2	
日本文化史・比較文化	日本文化史演習		2	
	史料講読演習		2	
	古文書学		2	
	考古学		2	
	日本美術史		2	
	日中比較文化演習		2	
	日欧比較文化演習		2	
	仏教文化演習		2	
	アジア文化論		2	
文学・文化史横断科目	地域研究Ⅰ（文学）		2	
	地域研究Ⅱ（歴史）		2	
	世界の中の日本文化・文学		2	
	現代文化と文学		2	
	日本・中国の神話と伝承		2	
	国語科指導法（基礎）		2	
	国語科指導法Ⅰ		2	
	国語科指導法Ⅱ		2	
	国語科指導法Ⅲ		2	
	国語科指導法Ⅳ		2	
	国語科教育研究Ⅰ（現代文）		2	

キャリア教育・教員免許科目	国語科教育研究Ⅱ（古文・漢文）		2	
	書道科指導法Ⅰ		2	
	書道科指導法Ⅱ		2	
	楷書法		1	
	行書法		1	
	書写教育概論		2	
	日本語情報処理Ⅰ		2	
	日本語情報処理Ⅱ		2	
専門・卒業研究	アナウンス・朗読法		2	
	調査・報告・討論		2	
	専門研究Ⅰ	2		
	専門研究Ⅱ	2		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
計		28	98	

備考 第36条第1項に記載する教職科目は、別表第Ⅲ(1)に記載する。

(2) 文学部書道文化学科専門科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
学科基礎科目	ことば・文化・人間	2		
	書道概論	2		
	中国書道史	2		
	日本書道史	2		
	漢字書法Ⅰ（楷書）	1		
	漢字書法Ⅰ（行書）	1		
	漢字書法Ⅰ（草書）	1		
	漢字書法Ⅰ（篆書）	1		
	漢字書法Ⅰ（隸書）	1		
	篆刻法Ⅰ	1		
	仮名書法Ⅰ	1		
	漢字仮名交じり書法Ⅰ	1		
	創作書法Ⅰ（漢字）	1		
	創作書法Ⅰ（仮名）	1		
	古文講読	2		
	漢文基礎	2		
書道の技法	漢字書法Ⅱ（楷書・隸書）		2	
	漢字書法Ⅱ（行書・草書）		2	
	漢字書法Ⅱ（篆書）		1	
	篆刻法Ⅱ		1	
	篆刻演習		1	
	仮名書法Ⅱ		1	
	仮名書法Ⅲ		1	
	漢字仮名交じり書法Ⅱ		1	
	創作書法Ⅱ（漢字）		1	
創作書法Ⅱ（仮名）		1		

	漢字書法Ⅲ（五書体）		2	
	篆隸作品制作法		1	
	硬筆書法		1	
	展覧会作品制作法Ⅰ		1	
	展覧会作品制作法Ⅱ		1	
	展覧会作品制作法Ⅲ		1	
書道の歴史・文化	鑑賞（書論を含む）		2	
	日本美術史		2	
	日中比較文化演習		2	
	文字学概説		2	
	書道表現論		2	
	書写教育概論	2		
書道に関連する日本語・漢文	基礎日本語学Ⅰ（国語表現法を含む）	2		
	基礎日本語学Ⅱ（音声言語を含む）	2		
	古典文学史	2		
	近現代文学史	2		
	日本文学概説		2	
	日本語文法論		2	
	日本語史		2	
	日本語音声学・音韻論		2	
	日本語の表記と語彙		2	
	基礎講読古典文学		2	
	基礎講読近現代文学		2	
	日本古典文学演習Ⅰ		2	
	日本古典文学演習Ⅱ		2	
	近代文学演習		2	
	中国文学研究		2	
生活に生かす書道	デザイン書道		2	
	アート書道		1	
	水墨画法		1	
	紙の製作と加工		1	
	表装技法		1	
	書と工芸		1	
	デジタルアート研究		2	
	実用書法		1	
	色彩学		2	
	グローバル書道		2	
	書道塾の経営と社会		2	
	書道文化入門		2	
教員免許科目	書道科指導法（基礎）		2	
	書道科指導法Ⅰ		2	
	書道科指導法Ⅱ		2	
	国語科指導法Ⅰ		2	

	国語科指導法Ⅱ		2	
	国語科指導法Ⅲ		2	
	国語科指導法Ⅳ		2	
専門・卒業研究	専門研究Ⅰ	2		
	専門研究Ⅱ	2		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	計	40	87	

備考 第36条第1項に記載する教職科目は、別表第Ⅲ(1)に記載する。

(3) 文学部国際文化学科専門科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
学科基礎科目	ことば・文化・人間	2		
	English For Communication I	2		
	English For Communication II	2		
	English For Communication III	2		
	Speech and Presentation	2		
	基礎ゼミナールⅠ	2		
	基礎ゼミナールⅡ	2		
	基礎ゼミナールⅢ	2		
	基礎ゼミナールⅣ	2		
	英語基礎		2	
留学前教育		2		
国際英語	Listening I	2		
	Listening II		2	
	Speaking	2		
	Reading I	2		
	Reading II		2	
	Writing I	2		
	Writing II		2	
	Academic English		2	
	Drama in English		2	
	Discussion&Debate		2	
	Communication Skills		2	
	Global Issues (世界が抱える課題)		2	
	A I とメディアで学ぶ英語		2	
	通訳・翻訳法		2	
	英文法Ⅰ		2	
	英文法Ⅱ		2	
	英語音声学		2	
英語学入門		2		
国際文化	マイノリティと表象		2	
	国際文化入門	2		
	国際ボランティア・国際平和論	2		
	国際関係と社会		2	

	国際文化研修	2		
	Japanese Culture		2	
	アメリカ文化論		2	
	イギリス文化論		2	
	アジア文化論		2	
	韓国の言語と文化 I		2	
	韓国の言語と文化 II		2	
	中国語圏の言語と文化		2	
	Comparative Culture		2	
	Cross-Cultural Communication		2	
	グローバル社会におけるメディア		2	
	英米文学入門		2	
	英米文学と文化の流れ		2	
	西洋の思想と文化		2	
	世界文学鑑賞		2	
	民族とジェンダー		2	
資格・キ ャリア・ 教育	資格英語演習・基礎		2	
	資格英語演習・応用		2	
	English for Tourism		2	
	エアライン&ホスピタリティ		2	
	ツーリズム実践演習		2	
	英語教育 I (英語科指導法)		2	
	英語教育 II (英語科指導法)		2	
	英語教育 III (英語科指導法)		2	
	英語教育 IV (英語科指導法)		2	
	幼児英語教育		2	
	初等教育指導法 (外国語)		2	
	教科指導法 I (国語)		2	
	教科指導法 I (社会)		2	
	教科指導法 I (算数)		2	
	教科指導法 I (理科)		2	
	教科指導法 (生活)		2	
	教科指導法 I (音楽)		2	
	教科指導法 I (図画工作)		2	
	教科指導法 (家庭)		2	
	教科指導法 I (体育)		2	
日本語文法論		2		
日本語音声学・音韻論		2		
日本語の表記と語彙		2		
専門・卒 業研究	専門ゼミナール I	2		
	専門ゼミナール II	2		
	卒業研究 I	2		
	卒業研究 II	2		
	計	40	112	

備考 第36条第1項に記載する教職科目は、別表第Ⅲ(1)に記載する。

(4) 経営情報学部経営情報学科専門科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
経営	経営学総論Ⅰ	2		
	経営学総論Ⅱ	2		
	経営管理論	2		
	経営組織論	2		
	事業創造論		2	
	経営史		2	
	経営戦略論		2	
	国際経営論		2	
	地域産業経営論		2	
	経営者論		2	
	生産システム論		2	
	人事労務管理論		2	
	経営統計学		2	
	データサイエンス基礎		2	
	金融論		2	
	会社法		2	
	産業社会論		2	
	ビジネス実務総論		2	
	観光ビジネス論		2	
会計	簿記論Ⅰ	2		
	簿記論Ⅱ	2		
	租税法		2	
	財務諸表論Ⅰ		2	
	財務諸表論Ⅱ		2	
	原価計算論Ⅰ		2	
	原価計算論Ⅱ		2	
	会計情報論		2	
流通・マーケティング	商学総論	2		
	流通論	2		
	流通システム		2	
	マーケティング論Ⅰ		2	
	マーケティング論Ⅱ		2	
	マーケティング演習		2	
	インターネットビジネス		2	
	販売管理論		2	
	消費者行動論		2	
公共・地	マクロ経済学	2		
	ミクロ経済学		2	
	経済政策論		2	
	財政学		2	
	行政学		2	
	政治学（国際政治を含む。）		2	

域経営	憲法		2	
	行政法		2	
	民法		2	
	地方自治論		2	
	地方財政論		2	
	地域経営論		2	
	地域産業論		2	
	地域創生論		2	
	地域協働論		2	
スポーツ ビジネス	スポーツビジネス		2	
	スポーツビジネス演習		2	
	スポーツマーケティング		2	
	スポーツマネジメント論		2	
	スポーツマネジメント演習		2	
	スポーツと社会		2	
	地域スポーツ論		2	
	生涯スポーツ論		2	
情報リテ ラシー・ ビジネス スキル	情報科学概論Ⅰ		2	
	情報科学概論Ⅱ		2	
	情報社会論		2	
	経営情報システム論		2	
	プレゼンテーション演習		2	
	A I と経営情報学		2	
	A I 概論		2	
	ディープラーニング基礎		2	
	ディープラーニング応用		2	
I C T 活用論		2		
教員免許 資格	職業指導		2	
	商業科指導法Ⅰ		2	
	商業科指導法Ⅱ		2	
	情報科指導法Ⅰ		2	
	情報科指導法Ⅱ		2	
演習・卒 業研究	フレッシューズゼミⅠ	2		
	フレッシューズゼミⅡ	2		
	演習Ⅰ	2		
	演習Ⅱ	2		
	演習Ⅲ	2		
	演習Ⅳ	2		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
計		34	130	

備考 第36条第1項に記載する教職科目は、別表第Ⅲ(1)に記載する。

(5) デジタル創生学部デジタル創生学科専門科目

授業科目	必修科目単 位数	選択科目単 位数	備考
------	-------------	-------------	----

学科共通科目	共通基礎科目	デジタル創生学	2		
		経済学入門	2		
		情報科学入門	2		
		数理入門	2		
		プログラミング入門	2		
		マルチメディア入門	2		
		データサイエンス入門	2		
		統計学基礎演習	1		
		ドローン入門		2	
		インフォグラフィックス入門		1	
		デザインエンジニアリング入門		2	
		経営学概論	2		
		マクロ経済学入門	2		
		会計・ファイナンス基礎		2	
		情報科学基礎論		2	
		ソフトウェア基礎論		2	
		映像メディア論		2	
		フレッシュヤーズゼミⅠ	1		
	フレッシュヤーズゼミⅡ	1			
	経済・経営科目	地域観光の経済学	2		
		サステナブルツーリズム		2	
		デザイン思考	2		
		農村開発と都市デザイン	2		
		地域政策論	2		
		経営者論		2	
		社会調査方法演習		1	
		ファイナンシャルリテラシー		2	
		ファイナンシャルマネジメント		2	
		ビジネス実務総論		2	
		ビジネス基礎演習		1	
		ビジネス実践インターンシップ		2	
		イノベーションの経済学		2	
		エコノメトリクス		1	
ユーザインタフェース設計演習			1		
デジタルインクルージョン		2			
事業創造論		2			
データサイエンス科目	データサイエンス基礎	1			
	データサイエンス実践	1			
	線形代数への招待		2		
	解析学への招待		2		
	コンピュータシミュレーション		2		
ソーシャルスポーツ応用		2			
コース別科目	デジタルイノベーション	環境情報データサイエンス		2	
		医療福祉データサイエンス		2	
		生活健康データサイエンス		2	

ヨ ン コ ー ス 科 目	食文化デザイン基礎		2	
	フードデータサイエンス実践		2	
	植物工場システム学		1	
	ドローン概論		2	
	ドローン基礎実習		1	
	ドローン運用実習		1	
	産業応用ドローンシステム		2	
	センサ・エレクトロニクス基礎		2	
	I o Tシステム開発		1	
	デジタルヘルス		1	
	スポーツ工学基礎		2	
	スポーツアナリティクス		2	
	パフォーマンスアナリティクス		2	
	デジタルイノベーションコースゼミ I		1	
	デジタルイノベーションコースゼミ II		1	
	デジタルイノベーションプロジェクト演習		2	
メ デ ィ ア デ ザ イ ン コ ー ス 科 目	映像撮影基礎		2	
	音声・音響技術入門		2	
	映像制作演習		2	
	スタジオ・ライブ配信実習		1	
	空撮・ポストプロダクション演習		1	
	デジタルアーカイブ論		2	
	画像処理論		2	
	AR/VR・CGデザイン		2	
	3DCG・AR/VR演習		1	
	ゲームデザイン		2	
	ゲームプログラミング		1	
	デジタルファッション		2	
	メディアデザインコースゼミ I		1	
	メディアデザインコースゼミ II		1	
メディアデザインプロジェクト演習		2		
A I ・ 情 報 シ ス テ ム コ ー ス 科 目	プログラミング基礎		1	
	プログラミング応用		1	
	パソコン活用実習		1	
	コンピュータアーキテクチャ		2	
	コンピュータネットワーク論		2	
	アルゴリズムとデータ構造		2	
	ディープラーニング基礎		2	
	ディープラーニング応用		2	
	クラウドネットワーキング基礎		2	
	クラウドネットワーキング応用		2	
	データベース論		2	
	セキュリティ管理		2	
	A I ・情報システムコースゼミ I		1	
	A I ・情報システムコースゼミ II		1	

		A I ・情報システムプロジェクト演習		2	
ゼミ・卒業研究科目		専門ゼミ I	1		
		専門ゼミ II	1		
		卒業研究 I	2		
		卒業研究 II	2		
計			37	123	

(6) 生活科学部人間生活科学科専門科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
学科基礎科目	生活科学概論	2		
	住生活論		2	
	食生活論		2	
	衣生活論		2	
	ライフデザイン論		2	
	子どもの生活		2	
	生活の色彩学		2	
生活科学	生活文化論	2		
	生活文化論演習 I (藍の文化)		2	
	生活文化論演習 II (徳島の文化)		2	
	人間関係論	2		
	消費者教育 I		2	
	消費者教育 II		2	
	消費者教育演習		2	
	生活マナー論		2	
	ホスピタリティ論		2	
	コミュニケーション演習		2	
	プレゼンテーション		2	
	生活美学		2	
	生活環境学		2	
消費と経済		2		
地域デザイン	デザインマネジメント論		2	
	エコライフ論		2	
	生活ネットワーク論		2	
	コミュニケーションデザイン		2	
	フィールド研究		2	
	公認心理師の職責		* 2	
	心理学概論		* 2	
	教育・学校心理学		* 2	
	心理学統計法		* 2	
	心理学研究法		* 2	
	心理学実験		* 1	
	心理学実験演習		1	
	心理コンピュータ実習 I		1	
	心理コンピュータ実習 II		1	
	知覚・認知心理学		* 2	

心理学	学習・言語心理学		* 2	
	神経・生理心理学		* 2	
	発達心理学		* 2	
	青年心理学		2	
	臨床心理学概論		* 2	
	感情・人格心理学		* 2	
	障害者・障害児心理学		* 2	
	社会・集団・家族心理学		* 2	
	健康・医療心理学		* 2	
	福祉心理学		* 2	
	司法・犯罪心理学		* 2	
	産業・組織心理学		* 2	
	人体の構造と機能及び疾病		* 2	
	精神疾患とその治療		* 2	
	関係行政論		* 2	
	心理演習		* 2	
	心理実習		* 2	
	色彩と心理		2	
	カウンセリング論		2	
	心理的アセスメント		* 2	
	心理学的支援法		* 2	
養護保健学	母子保健論		2	
	健康教育論		2	
	養護保健研究法		2	
	養護実践学		2	
	保健教育論		2	
	養護活動演習Ⅰ		2	
	養護活動演習Ⅱ		2	
	養護活動演習Ⅲ		2	
アート	芸術論		2	
	素描		2	
	NFT・AIアート		2	
	デジタルアート演習		2	
	3Dデザイン基礎		2	
	3D・VRアート演習		2	
	MUD・アート支援法		2	
	キャラクター造形		2	
	動画・アニメーション編集		2	
ビジュアルデザイン	デザイン論		2	
	写真概論		2	
	広告概論		2	
	Photoshop基礎		2	
	Illustrator基礎		2	
	WEBデザイン基礎		2	
	WEBデザイン		2	

	ベーシックデザイン		2	
	グラフィックデザイン基礎		2	
	グラフィックデザイン演習		2	
	イラストレーション		2	
生活環境 デザイン	空間デザイン基礎		2	
	ファッション造形基礎		2	
	ファッションデザイン演習		2	
	インテリアデザイン		2	
	パッケージデザイン		2	
	企画デザイン		2	
社会教 育・生涯 学習	社会教育概論		2	
	生涯学習支援論Ⅰ		2	
	生涯学習支援論Ⅱ		2	
	社会教育経営論Ⅰ		2	
	社会教育経営論Ⅱ		2	
	社会教育実習		1	
	社会教育課題研究		2	
	社会教育演習		2	
専門・卒 業研究	専門研究Ⅰ	2		
	専門研究Ⅱ	2		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
計		14	187	

備考 1 学科基礎科目については、必修科目を含め、合計6単位を選択必修とする。

2 公認心理師国家試験を受けようとする者は、*印の選択科目を必修とする。

(7) 生活科学部健康栄養学科専門科目

授業科目		必修科目単 位数	選択科目単 位数	備考
学科基礎科目	生活科学概論	2		
	栄養情報処理演習Ⅰ(栄養ソフトウェアの活用)		2	
	栄養情報処理演習Ⅱ(統計処理を含む)		2	
	有機化学	2		
	化学実験		1	
社会・環 境と健 康	公衆衛生学Ⅰ(総論)	2		
	公衆衛生学Ⅱ(各論)		*2	
	社会福祉	2		
	環境衛生学実験		*1	
	社会・環境と健康		2	
人体の 構造と 機能及 び疾病 の成り 立ち	分子生体システム学	2		
	分子病態システム学		*2	
	解剖生理学	2		
	解剖生理学実験	1		
	運動生理学	2		
	生化学Ⅰ(総論)	2		
	生化学Ⅱ(各論)		*2	
生化学実験Ⅰ(基礎)	1			

専門基礎科目		生化学実験Ⅱ（応用）		* 1	
		微生物学		* 2	
		微生物学実験		1	
		人体・疾病の成り立ち		2	
	食べ物と健康	食品学総論	2		
		食品化学実験Ⅰ（主要成分）	1		
		食品化学実験Ⅱ（成分分析）		* 1	
		食品学各論Ⅰ（主要食品）	2		
		食品学各論Ⅱ（その他の食品群）		2	
		食品学各論実験	1		
		食品加工学		2	
		食品加工学実習		* 1	
		食品衛生学	2		
		調理学	2		
調理学実習Ⅰ（基礎Ⅰ）	1				
調理学実習Ⅱ（基礎Ⅱ）	1				
食べ物と健康		2			
専門発展科目	基礎栄養学	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
		総合基礎栄養学		1	
	応用栄養学	応用栄養学		* 2	
		ライフステージ栄養学Ⅰ（妊娠期から思春期の栄養管理）	2		
		ライフステージ栄養学Ⅱ（成人期から高齢期および特殊環境下の栄養管理）		* 2	
		応用栄養学実習	1		
		総合応用栄養学		1	
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ（総論）	2		
		栄養教育論Ⅱ（各論）	2		
		カウンセリング論		* 2	
		栄養教育論実習	1		
		総合栄養教育論		1	
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ（総論）	2		
		臨床栄養学Ⅱ（各論）	2		
		臨床栄養学Ⅲ（実践）		* 2	
		臨床栄養学実習	1		
		分子病態栄養学		* 2	
分子病態栄養学実験		1			
総合臨床栄養学			2		
公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ（理論）	2			
	公衆栄養学Ⅱ（実際）		* 2		
	公衆栄養学実習		* 1		
給食経営管理	給食経営管理論Ⅰ（基礎）	2			
	給食経営管理論Ⅱ（実践）		* 2		
	給食経営管理実習Ⅰ（基礎）	1			

論	給食経営管理実習Ⅱ（応用）		1	
	給食衛生学実験	1		
	総合給食経営管理論		1	
学校栄養教育	学校栄養教育Ⅰ（基礎）		2	
	学校栄養教育Ⅱ（応用）		2	
栄養マネジメント	健康と栄養		1	
	ライフスタイルと健康		1	
	地域健康づくり論		1	
	栄養マネジメント実践		1	
スポーツ栄養	スポーツと健康		1	
	スポーツ栄養学Ⅰ（基礎）		1	
	スポーツ栄養学Ⅱ（応用）		1	
	スポーツ栄養マネジメント実践		1	
フードデザイン	食文化と食ビジネス		1	
	食品の機能と開発		1	
	食品管理とマーケティング		1	
	フードデザイン実践		1	
総合演習・卒業研究	総合演習（事前指導・事後指導を含む）		* 1	
	栄養総合演習Ⅰ（基礎）		2	
	栄養総合演習Ⅱ（応用）		2	
	栄養実践演習		* 1	
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
臨地実習	臨床栄養学臨地実習		* 1	
	公衆栄養学臨地実習		* 1	
	給食経営管理臨地実習		* 1	
	給食管理臨地実習	1		
計		58	75	

- 備考 1 第36条第1項に記載する教職科目は、別表第Ⅲ(1)に記載する。
2 学科基礎科目については、必修科目を含め、6単位以上を選択必修とする。
3 管理栄養士国家試験を受けようとする者は*印の選択科目を必修とする。

(8) 生活科学部児童学科専門科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
学科基礎・教科専門科目	生活科学概論	2		
	国語科概論（書写を含む。）		2	
	社会科概論		2	
	算数科概論		2	
	理科概論		2	
	生活科概論		2	
	家庭科概論		2	
	外国語教育概論（英語）		2	
	音楽（声楽）		2	
	音楽（器楽）		2	
	音楽（弾き歌い）		2	
	音楽教育		2	

	図画工作		2		
	図工教育		2		
	体育教育		2		
	教育における生成A I		2		
基礎理論	教職基礎		2		
	教育原論		* 2		
	児童教育学	2			
	教育心理学		2		
	発達心理学		2		
	幼児理解の理論及び方法		* 1		
	特別支援教育論		2		
	教育方法論（ICT活用を含む。）		2		
	教育の方法及び技術		2		
	教育経営論		2		
	人権教育論		2		
	生徒指導論（進路指導を含む。）		2		
	教育相談		2		
	保育原理		* 2		
	子ども家庭支援の心理学		* 2		
	子ども家庭福祉		* 2		
	社会福祉		* 2		
	子ども家庭支援論		* 2		
	社会的養護 I		* 2		
	保育者論		* 2		
	発達と教育の心理学		* 2		
	子どもの保健		* 2		
	子どもの食と栄養		* 2		
	子どもと健康		* 1		
	子どもと人間関係		* 1		
	子どもと環境		* 1		
	子どもと言葉		* 1		
	子どもと表現		* 1		
		教育課程論		2	
		教科指導法 I（国語）		2	
	教科指導法 II（国語）		2		
	教科指導法 I（社会）		2		
	教科指導法 II（社会）		2		
	教科指導法 I（算数）		2		
	教科指導法 II（算数）		2		
	教科指導法 I（理科）		2		
	教科指導法 II（理科）		2		
	教科指導法（生活）		2		
	教科指導法 I（音楽）		2		
	教科指導法 II（音楽）		2		
	教科指導法 I（図画工作）		2		

内容・指 導法	教科指導法Ⅱ（図画工作）		2	
	教科指導法（家庭）		2	
	教科指導法Ⅰ（体育）		2	
	教科指導法Ⅱ（体育）		2	
	教科指導法（英語）		2	
	道徳教育		2	
	総合的な学習の時間		2	
	特別活動		2	
	教育情報処理演習		2	
	プログラミング教育		2	
	教材開発演習		2	
	保育カリキュラム論		* 2	
	保育内容総合		* 2	
	保育内容（健康）		* 2	
	保育内容（人間関係）		* 2	
	保育内容（環境）		* 2	
	保育内容（言葉）		* 2	
	保育内容（表現）Ⅰ		* 2	
	保育内容（表現）Ⅱ		* 2	
	乳児保育Ⅰ		* 2	
	乳児保育Ⅱ		* 1	
	子どもの健康と安全		* 1	
	特別支援教育・保育論		* 2	
	障がい児保育		2	
	社会的養護Ⅱ		* 1	
	子育て支援		* 1	
	子どもと絵本Ⅰ		2	
	子どもと絵本Ⅱ		2	
	ダンスⅠ		2	
	ダンスⅡ		2	
	ダンス・ムーブメントセラピー論		2	
	子どもと療育		2	
	療育の実践		2	
教育・保 育実習	教育実習Ⅰ		2	
	教育実習Ⅱ		2	
	教育実習指導（小）		1	
	教育実習指導（幼）		2	
	介護等体験事前事後指導		2	
	保育実習Ⅰ（保育所）		* 2	
	保育実習Ⅰ（施設）		* 2	
	保育実習Ⅱ		2	
	保育実習Ⅲ		2	
	保育実習指導Ⅰ（保育所）		* 2	
	保育実習指導Ⅰ（施設）		* 2	
	保育実習指導Ⅱ		2	

	保育実習指導Ⅲ		2	
実践演習	教職実践演習（小）		2	
	保育・教職実践演習（幼）		* 2	
専門・卒業研究	卒業研究演習Ⅰ	2		
	卒業研究演習Ⅱ	2		
	卒業研究Ⅰ	2		
	卒業研究Ⅱ	2		
	現代の教育・保育課題		2	
計		12	197	

備考 児童福祉法施行規則による保育士の資格を得ようとする者は、必修科目の他に*印の単位を修得し、なおかつ同規則で定める選択科目を9単位以上（うち保育実習2単位及び保育実習指導2単位）を修得しなければならない。

(9) 看護学部看護学科専門科目

授業科目		必修科目単位数	選択科目単位数	備考
専門基礎科目	人間と健康	身体の構造と機能Ⅰ	2	
		身体の構造と機能Ⅱ	2	
		栄養学	2	
		生化学	2	
		薬理学	2	
		微生物学	2	
		健康科学概論	1	
		生活科学	1	
		ジェンダー論		※* 1
		女性と胎児の薬理学		◇* 1
		人間関係論		1
	臨床心理学		1	
	環境と健康	疾病論総論	2	
		疾病論Ⅰ	2	
		疾病論Ⅱ	2	
		公衆衛生学	1	
		保健医療福祉制度論	2	
		基本統計論	1	
		保健統計学		◇※ 2
疫学Ⅰ			◇※ 1	
疫学Ⅱ		◇※ 1		
看護の基本	看護学概論	1		
	看護理論演習	1		
	ヘルスアセスメント	1		
	生活行動援助方法Ⅰ	2		
	生活行動援助方法Ⅱ	1		
	治療過程に伴う援助方法	2		
	看護過程論	1		
	基礎看護学実習Ⅰ（看護の対象・環境）	1		
	基礎看護学実習Ⅱ（看護過程）	2		
	小児看	小児看護学概論	1	

専門科目	護学	小児保健論	1		
		小児看護方法論	2		
		小児看護学実習	2		
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人保健論	1		
		成人看護方法論Ⅰ（慢性期）	2		
		成人看護方法論Ⅱ（急性期）	2		
		成人看護学実習Ⅰ（慢性期）	3		
		成人看護学実習Ⅱ（急性期）	3		
	老年看護学	老年看護学概論	1		
		老年保健論	1		
		老年看護方法論	1		
		老年看護学実習	3		
	母性看護学	母性看護学概論	1		
		母性保健論	1		
		母性看護方法論	2		
		母性看護学実習	2		
	精神看護学	精神看護学概論	1		
		精神保健論	1		
		精神看護方法論	2		
		精神看護学実習	2		
	地域・在宅看護論	在宅看護概論	2		
		在宅看護援助論	2		
		地域包括ケア論	1		
		地域看護学概論	1		
		在宅看護論実習	2		
	看護学総合	看護倫理	1		
		看護管理論	1		
		災害看護論		1	
		看護史・制度論		1	
		家族看護論		※1	
		看護教育論		1	
		国際看護論		1	
エンドオブライフケア		1			
看護研究方法論		1			
看護研究Ⅰ（計画書作成）		1			
看護研究Ⅱ（論文作成）		1			
応用看護技術Ⅰ（看護技術の統合）		1			
応用看護技術Ⅱ（臨床判断能力の統合）		1			
課題探求ゼミナール		1			
フィールド体験実習	1				
総合実習	2				
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論		◇※1		
	公衆衛生看護方法論Ⅰ（地域診断）		◇※2		
	公衆衛生看護方法論Ⅱ（保健論）		◇※2		

	公衆衛生看護方法論Ⅲ（特性別活動論）		◇※2	
	公衆衛生看護方法論Ⅳ（組織活動展開）		◇※3	
	公衆衛生看護管理論		◇※1	
	学校保健Ⅰ（総論）		◇※1	
	健康教育論		◇※1	
	健康政策過程論		◇※1	
	公衆衛生看護学実習		◇※5	
助産学	助産学概論		◇*1	
	地域母子保健		◇*1	
	助産診断・技術Ⅰ（妊娠期の診断とケア・女性のケア）		◇*4	
	助産診断・技術Ⅱ（演習）		◇*1	
	助産診断・技術Ⅲ（分娩期・産褥期の診断とケア）		◇*3	
	助産診断・技術Ⅳ（演習）		◇*2	
	助産管理		◇*2	
	周産期医学		◇*1	
	プライマリーケア実習		*2	
	助産学実習		◇*7	
教員免許資格	養護概説Ⅰ（総論）		◇1	
	養護概説Ⅱ（方法論）		◇1	
	健康相談活動論Ⅰ（総論）		◇1	
	健康相談活動論Ⅱ（方法論）		◇1	
	学校保健Ⅱ（方法論）		◇1	
	看護科指導法Ⅰ		◇2	
	看護科指導法Ⅱ		◇2	
計		92	65	

- 備考 1 第36条第1項に記載する教職科目は、別表第Ⅲ(1)に記載する。
2 専門基礎科目については、必修科目を含め、25単位以上を修得するものとする。
3 保健師国家試験を受けようとする者は、※印の選択科目を必修とする。
4 助産師国家試験を受けようとする者は、*印の選択科目を必修とする。
5 ◇印の科目については、卒業に必要な単位に算入しない。

別表第Ⅲ 免許資格科目

(1) 文学部日本文学科・書道文化学科・国際文化学科、経営情報学部経営情報学科、デジタル創生学部デジタル創生学科、生活科学部健康栄養学科及び看護学部看護学科教職科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
教職基礎		2	
教育原論		2	
教育心理学		2	
教育経営論		2	
特別支援教育基礎論		2	
教育課程論		2	
道德教育		2	
総合的な学習の時間		2	
特別活動		2	

教育の方法及び技術（情報通信技術の活用を含む。）		2	
生徒指導論（進路指導を含む。）		2	
教育相談		2	
情報科指導法Ⅰ		2	
情報科指導法Ⅱ		2	
教職実践演習（中・高）		2	
教職実践演習（小・中・高）		2	
教職実践演習（栄養教諭）		2	
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
教育実習Ⅲ		1	
教育実習Ⅳ		2	
教育実習Ⅴ		1	
養護実習Ⅰ		2	
養護実習Ⅱ		2	
養護実習Ⅲ		1	
教職実践演習（養護教諭）		2	
栄養教育実習Ⅰ		1	
栄養教育実習Ⅱ		1	
介護等体験事前事後指導		2	
計		53	

備考 デジタル創生学部デジタル創生学科において、免許資格科目は卒業に必要な単位に算入しない。

(2) 文学部日本文学科及び書道文化学科図書館司書科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
生涯学習概論		※2	
図書館概論		※2	
図書館情報技術論		※2	
図書館制度・経営論		※2	
図書館サービス概論		※2	
情報サービス論		※2	
児童サービス論		※2	
情報サービス演習Ⅰ		※1	
情報サービス演習Ⅱ		※1	
図書館情報資源概論		※2	
情報資源組織論		※2	
情報資源組織演習Ⅰ		※1	
情報資源組織演習Ⅱ		※1	
図書館基礎特論		1	
図書・図書館史		1	
図書館総合演習		1	
計		25	

備考 1 図書館法施行規則第1条によって取得する。

2 選択科目中※印の科目は、図書館司書の資格を取得しようとする者にとっては必修

とする。

(3) 文学部日本文学科・書道文化学科・国際文化学科及び生活科学部児童学科学校図書館司書教諭科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
学校経営と学校図書館		2	
学校図書館メディアの構成		2	
学習指導と学校図書館		2	
読書と豊かな人間性		2	
情報メディアの活用		2	
計		10	

(4) 文学部日本文学科及び書道文化学科学校司書科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
図書館情報技術論		2	
図書館情報資源概論		2	
情報資源組織論		2	
情報資源組織演習Ⅰ		1	
情報資源組織演習Ⅱ		1	
情報サービス論		2	
情報サービス演習Ⅰ		1	
情報サービス演習Ⅱ		1	
学校図書館サービス論		2	
学校経営と学校図書館		2	
学習指導と学校図書館		2	
読書と豊かな人間性		2	
教育原論		2	
教育心理学		2	
特別支援教育基礎論		2	
教育課程論		2	
計		28	

(5) 文学部日本文学科及び書道文化学科博物館学芸員科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
生涯学習概論		※2	
博物館概論		※2	
博物館経営論		※2	
博物館資料論		※2	
博物館資料保存論		※2	
博物館展示論		※2	
博物館教育論		※2	
博物館情報・メディア論		※2	
博物館実習		※3	
文化史		2	
美術史		2	
考古学		2	

民俗学		2	
計		27	

備考 1 博物館法施行規則第1条によって取得する。

2 選択科目中※印の科目は、博物館学芸員の資格を取得しようとする者にあつては必修とする。

(6) 生活科学部児童学科食育スペシャリスト資格科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
食生活論		2	
食文化と食ビジネス		1	
計		3	

(7) 日本語教員養成課程科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
日本語教育学概論		2	
社会言語学・語用論		2	
第二言語習得論		2	
日本語教育方法論		2	
日本語教授法		2	
日本語教授法演習		2	
日本語教育実践		2	
異文化間教育論		2	
言語学概論		2	
計		18	

別表第Ⅳ 地域教育関連科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
地域貢献・ボランティア活動Ⅰ		2	
地域貢献・ボランティア活動Ⅱ		2	
地域企業等研究活動		2	
計		6	

別表第Ⅴ 外国人留学生科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
Speaking Japanese		4	
Reading and Writing Japanese		4	
Japanese Culture		2	
Calligraphy and Artwork (書道)		2	
Life Science and Culture (藍染)		2	
Health and Sports (体育)		2	
留学生基礎ゼミ		2	
日本語Ⅰ (会話)		2	
日本語Ⅱ (レクチャー)		2	
日本語Ⅲ (ディスカッション)		2	
日本語Ⅳ (異文化理解)		2	
日本語表現演習		2	
キャリア日本語		2	

計		30	
---	--	----	--

別表第VI ダブルディグリープログラム（DDP）科目

授業科目	必修科目単位数	選択科目単位数	備考
経営組織論（DDP）		1	
金融論（DDP）		1	
政治経済学（DDP）		3	
計量経済学（DDP）		3	
国際経済学（DDP）		2	
経営管理論（DDP）		1	
中国語V（DDP）		2	
中国語VI（DDP）		2	
計		15	